

ガイドライン改正に関するお知らせ

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要です。）。これに伴い、平成27年10月5日に「『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』及び『（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関するQ&A」（以下「ガイドラインQ&A」といいます。）を更新しました。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」、「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の具体的な事例の修正は所得税法施行規則等の施行に合わせて平成28年1月を予定しておりますので、あらかじめお示しします。

所得税法施行規則等の改正の概要等については、国税庁HP「[本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載不要について](#)」を参照してください。

なお、ガイドラインQ&Aは、Q5-2、Q5-3、Q5-4、Q14-2、Q18-1を更新しております。

【修正予定の箇所】 ※次のとおり予定しています。

○ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

P27 b 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）

- * 事業者（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第226条第1項の規定に従って、給与所得の源泉徴収票の提出という個人番号関係事務を処理するために、従業員等の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を2通作成し、1通を税務署長に提出し、~~他の1通を本人に交付~~することとなる。

P51 B 取扱規程等の策定

- * 源泉徴収票等を作成する事務の場合、例えば、次のような事務フローに即して、手続を明確にしておくことが重要である。

①～⑤ （略）

⑥ ~~源泉徴収票等の本人への交付方法~~

以下 （略）

○ (別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

P12 a 個人番号関係事務実施者からの提供 (第2号)

- * 金融機関(個人番号関係事務実施者)は、租税特別措置法第37条の11の3第7項の規定に従って、特定口座年間取引報告書の提出という個人番号関係事務を処理するために、顧客の個人番号が記載された特定口座年間取引報告書を2通作成し、1通を税務署長に提出し、他の1通を本人に交付することとなる。

P15 A 収集制限

- * ~~金融機関が、借入申込時の所得証明書類として、給与所得の源泉徴収票等の個人番号が記載された書類の提出を受けた場合、番号法第19条各号のいずれにも該当しないため、そのまま当該書類を受け取ることはできないが、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば受け取ることは可能である。~~

○ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編)

P25 b 個人番号関係事務実施者からの提供 (第2号)

- * 行政機関等又は地方公共団体等(個人番号関係事務実施者)は、所得税法第226条第1項の規定に従って、給与所得の源泉徴収票の提出という個人番号関係事務を処理するために、職員の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を2通作成し、1通を税務署長に提出し、他の1通を本人に交付することとなる。